

# 支援制度 1 老朽建築物除却支援

## 【手続きの流れ】

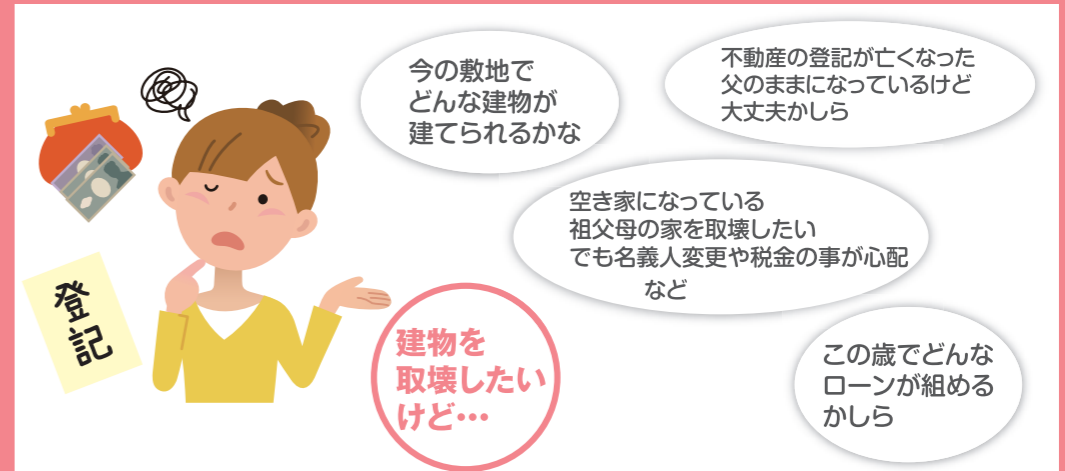
項目	申請者	区
① 老朽建築物除却支援助成申請	<p>老朽建築物除却支援助成申請書を区に提出 〈添付書類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書（建物）（写し）</li> <li>・固定資産税、都市計画税の納税通知書および課税明細書（写し）</li> <li>・老朽建築物の状態が確認できる写真（1週間以内の日付入り）</li> <li>・履歴事項証明書（申請者が個人以外の場合のみ必要）</li> <li>・老朽建築物の所在がわかる地図</li> <li>・工事工程表</li> <li>・工事見積書（内訳書を含む）</li> <li>・委任状（老朽建築物が共有名義の場合）</li> <li>・その他必要な書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○申請内容の審査</li> <li>○審査結果を申請者に発行〈発行書類〉</li> <li>・延焼防止上危険な老朽建築物除却工事助成対象確認通知書 +次の手続き様式</li> </ul>
② 解体業者との契約	<p>申請者が解体業者と契約 〈添付書類〉 特にありません</p> <p>※区から延焼防止上危険な老朽建築物除却工事助成対象確認通知書が届いてから契約して下さい</p>	<p><b>注意!</b> 先に契約してしまうと、助成金の交付が受けられません!</p>
③ 解体工事	<p>着手届を区に提出 〈添付書類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除却工事に係る契約書（内訳書を含む）</li> <li>・工事工程表（助成申請時点より変更のあった場合）</li> </ul>	着手届の内容を確認
④ 助成金交付申請	<p>老朽建築物除却支援助成金交付申請書を区に提出 〈添付書類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・除却工事が実施されたことが確認できる写真（日付入り）</li> <li>・除却工事費用に係る領収書</li> <li>・その他区長の必要と認める書類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○申請内容の審査</li> <li>○審査結果を申請者に発行〈発行書類〉</li> <li>・延焼防止上危険な老朽建築物除却工事助成金交付決定通知書 +次の手続き様式</li> </ul>
⑤ 助成金交付請求	<p>老朽建築物除却支援助成金交付請求書を区に提出 〈添付書類〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・口座振替依頼書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○申請内容の審査</li> <li>○申請者に助成金を交付</li> </ul>
⑥ 助成金の受理	入金の確認	

■手続き期間は目安になります。混雑具合により前後することがあります。  
■添付書類は申請者の状況により異なります。

# 支援制度

## 2

# 取壊し・建替えに関するご相談に 専門家を派遣します **無料**



### 制度内容

権利の移転や建替え等に関する相談に対して、弁護士や税理士等の専門家を派遣します(無料)。  
※原則として同一申請者につき、当該年度5回を限度

### 専門家派遣の対象者

助成対象建築物の所有権を有する個人  
※ただし、共有者がいる場合は、共有者によって合意された代表者。区分所有建築物の場合は、区分所有者によって合意された代表者。

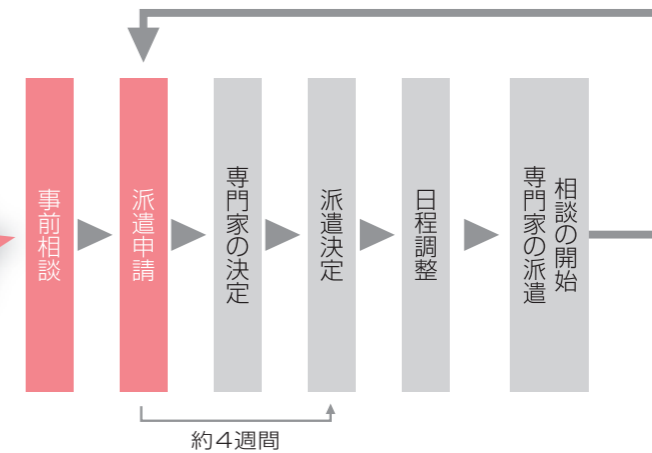
専門家 弁護士、税理士、一級建築士、不動産鑑定士、公認会計士、不動産コンサルタント、ファイナンシャルプランナー、土地区画整理士  
…相談内容に適した専門家を派遣します。

専門家が  
お答えします



専門家派遣までの流れ

まずは区にご相談を!



相談毎に申請が必要になります。  
(当該年度最大5回)